

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年6月26日 |
| 【会社名】 | 静甲株式会社 |
| 【英訳名】 | SEIKO CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 鈴木 恵子 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長鈴木恵子は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（平成19年2月15日 企業会計審議会）並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（平成19年2月15日 企業会計審議会）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があることなど、固有の限界を有します。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、「全社的な内部統制」という。）の整備及び運用状況の評価を行った上で、その結果をふまえて、評価対象とする業務プロセスを選定し、評価対象となった業務プロセスの評価においては、当該業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制手続を識別し、当該統制手続について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価範囲といたしました。全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点を除いて、すべての事業拠点において評価対象といたしました。

業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果もふまえて、前連結会計年度の連結売上高を指標に、概ねその3分の2程度の割合に達する事業拠点を評価の対象として選定し、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である、売上、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の業務プロセスについても個別に評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。